

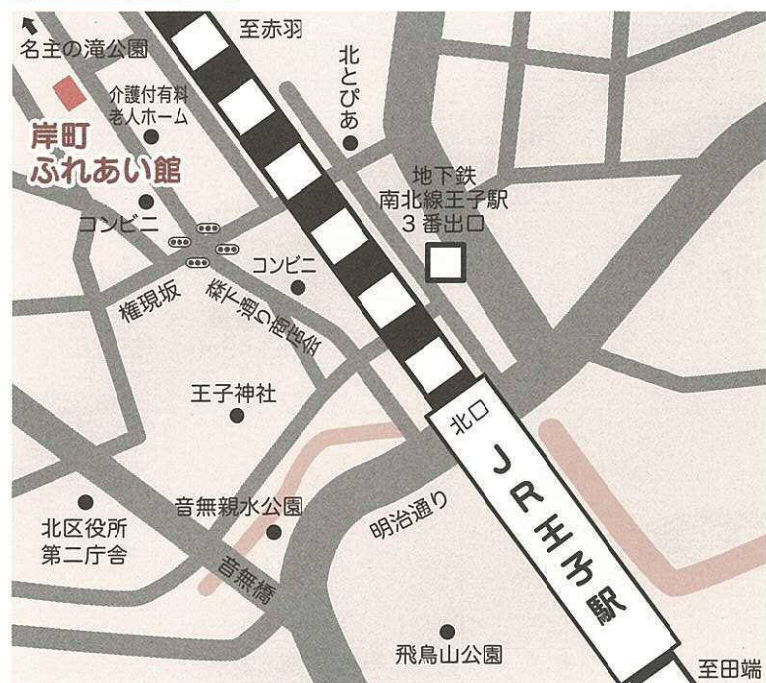
北区立

岸町ふれあい館

お願い

- * 自動車での来館はご遠慮ください。
- * 火気には十分注意し、必ず安全を確認してください。
- * 館内の秩序を乱したり、乱すおそれのある場合は入館を禁じたり、退館していただく場合があります。
- * 施設の破損があった場合は、速やかに係員に申し出てください。
- * ごみは各自お持ち帰りください。
- * その他不明な点は係員におたずねください。

案内地図



● 交通

- ・ JR「王子駅」(北口)下車 徒歩5分
- ・ 地下鉄南北線「王子駅」(3番出口)下車 徒歩5分



ごあんない



東京都北区立岸町ふれあい館

〒114-0021 東京都北区岸町1丁目6番17号

☎3909-0711 (岸町ふれあい館)

☎3906-2352 (北区社会福祉協議会)

★岸町ふれあい館

☎3909-0711 休館日：年末年始

集会コーナー

集会や会議、趣味の会合などにご利用ください。

●使用申込

ご使用になる日の3か月前から受付します。(区外の方は2か月前) 直接ふれあい館事務室においてになり、備えつけの「使用申請書」によりお申込みください。

●施設及び使用料

区内の方と区外の方で使用料が異なります。(別紙参照)
※北区民の方は申請時にご本人のお名前・住所が確認できるもの(免許証・保険証等)が必要となりますので、恐れ入りますがご持参いただきますようお願いいたします。

- *使用料は申込時に前納していただきます。
- *規則により、使用料の免除・減額のできる場合があります。(この場合は印かんが必要です)
- *当日他に使用申込みのない場合に限り使用延長できます。超過時間1時間未満(30分未満は切り捨て)のときは規定使用料の2割、1～2時間未満は5割、2～3時間未満は8割となります。
- *第3集会室・和室は夜間のみ集会コーナーになります。

●使用上の注意

1. 使用開始前に必ず「使用承認書」をふれあい館事務室にご提示ください。
2. 使用者が「使用承認書」を他人に譲渡したり、転貸することは禁止されています。
3. 物品の陳列、販売その他営利を主な目的として使用することは禁止されています。
4. 使用時間には、準備と後片付けの時間も含まれますのでお守りください。
5. 使用目的以外に使用したときは退室していただく場合があります。
6. 使用者は、使用を終了したときはすみやかに設備を原状に戻して係員の点検を受けてください。
7. 使用期日の7日前までに使用の取消しを届け出たときは、使用料の5割を還付いたします。

高齢者福祉コーナー

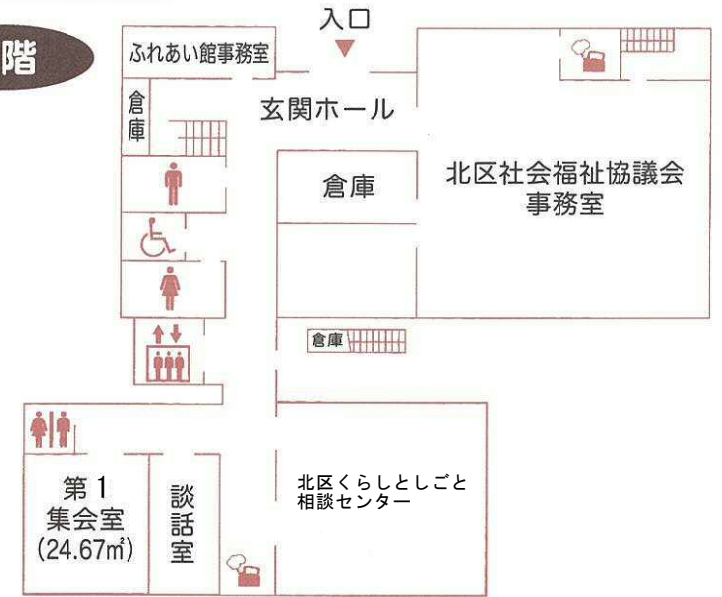
高齢者の方のレクリエーションや憩いの場としてご利用いただくコーナーです。

ご利用に際しては、緊急連絡カード(老人いこいの家利用証と兼用)をお持ちください。なお、緊急連絡カードはふれあい館事務室で発行いたします。

- 施設 …………… 第3集会室・和室
- 利用者 …………… 原則として60歳以上の方
- 利用時間/料金 …… 午前9時から午後4時まで / 無料

施設案内図

1階



2階



3階



施設概要

●開設 平成19年4月1日

- ・敷地面積 976.51㎡
- ・延床面積 926.94㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造(一部軽量鉄骨造)